

平成 23 年度北海道委託調査事業

養蜂に係る危機管理 マニュアル

平成 24 年 3 月

北 海 道

目 次

I. 医薬品の適正使用について

1. みつばちに使用できる医薬品	1
2. 医薬品の使用基準	1
3. 使用履歴記録の励行	1
4. 抗菌性物質の残留検査	1
5. 日常の衛生管理等	2
6. 抗菌性物質が検出された場合	2
【参考1】 みつばちに使用できる医薬品と使用基準	2
【参考2】 みつばち用アピテンの使用法	3

II. みつばちの疾病と予防について

1. みつばちにおける病気の種類と管理方法	5
2. みつばちの疾病の種類と予防	5
3. 腐蛆病が発生した場合の対応	9
4. その他の疾病が発生した場合の対応	9
【参考3】 腐蛆病についての焼却及び消毒の基準	10

III. 農薬のみつばちへの危害防止について

1. ネオニコチノイド系農薬の作物別商品名一覧	11
2. 各地の取組み事例など	17
3. 農薬の被害を受けないために	21
4. 農薬による被害を受けたと思われる場合には	21
【参考4】 蜜蜂被害報告マニュアル	22

I. 医薬品の適正使用について

1. みつばちに使用できる医薬品

食品の安全性に対する消費者の関心の高まりを背景に、農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売などを原則禁止する「ポジティブリスト制度」が、平成18年に施行され、はちみつについてもこれまでの残留基準が見直されました。

国内で承認されているみつばちを対象動物とした医薬品に関しては、アメリカ腐蝕病予防薬「みつばち用アピテン」、ダニ駆除剤「日農アピスタン」、「アピパール」（いずれも主成分であるミロサマイシンの基準値は0.05ppm）のみです。農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは流通できないので、この規制を遵守しなければいけません。

なお、ミツバチへの未承認医薬品の使用は禁止されており、薬事法の罰則規定もあるので、絶対に使用しないでください。

“はちみつは安全安心な健康食品”という消費者の信頼を損なうことのないよう、次の事項について特に注意して下さい。

2. 医薬品の使用基準

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の3において、国内未承認の医薬品をみつばちに使用することは禁止されています。

また、同法には、違反者に対する懲役（3年以下）や罰金（300万円以下）などの罰則に関する規定も設けられています。

（使用の禁止）

第八十三条の三

何人も、直接の容器又は直接の被包に第五十条（第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

3. 使用履歴記録の励行

医薬品を使用する場合は、使用方法や使用禁止期間を遵守し、使用履歴を記録しましょう。

使用履歴の記録は、食品事故等が発生した場合の原因究明の迅速化や、医薬品の適正使用の確認などに有効です。

もし、医薬品を間違えて使用した場合、使用履歴を記録していれば、その医薬品を使用したはちみつを廃棄するのみで済みますが、記録していない場合は、全てのはちみつを廃棄しなければならない可能性があります。

そのためにも、北海道養蜂協会発行の「みつばち採みつ・衛生管理台帳」などを使用し、履歴記録の徹底を図りましょう。

4. 抗菌性物質の残留検査

抗菌性物質を使用した蜂群のはちみつについては、検査機関などに検査を依頼し残留がないことを確認してから販売してください。

なお、要指示医薬品については、獣医師の指示のもとで使用してください。

5. 日常の衛生管理等

日常の飼育や衛生管理において蜂群の病気予防に努め、腐蛆病については、自衛検査と家畜保健衛生所による検査を受検してください。

また、自衛検査時には、使用記録をもとに医薬品の適正使用について確認しましょう。

6. 抗菌性物質が検出された場合

食品衛生法（昭和22年法律第233号）で規定する残留基準値を超えて抗菌性物質が検出された場合には、同法第11条第2項又は第3項違反により、回収命令などの行政処分や違反者の名称等の公表などの措置が講じられます。

また、同法には、違反者に対する懲役（2年以下）や罰金（200万円以下）などの罰則に関する規定も設けられています。

【参考1】

みつばちに使用できる医薬品と使用基準

薬品名	有効成分	用途他	使用禁止期間	留意事項
みつばち用 アピテン	ミロサマイシン	腐蛆病予防 (飼料添加剤)	食用に供するはちみつなどの生産前14日間	<ul style="list-style-type: none"> ・14日間の使用禁止期間を厳守すること。 ・投薬期間中(7日間)及び使用禁止期間中に生産されたはちみつ、ロイヤルゼリーなどは食用に供する目的で出荷しないこと。 ・本剤を専用飼料に混じる際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
日農 アピスタン	フルバリネート	ダニ駆除剤 (懸垂剤)	食用に供するはちみつなどを生産している期間全て	<ul style="list-style-type: none"> ・本剤を使用した蜂群のプロポリス、ロイヤルゼリー及び蜂体は食用に供してはならない。 ・本剤に直接手で触れないこと。 ・使用後は手を洗うこと。又、皮膚に付着した場合は直ちに石鹸等で良く洗うこと。 ・本剤を口に入れないよう、乳幼児には特に注意すること。
アピバール	アミトラズ	ダニ駆除剤 (懸垂剤)	食用に供するはちみつなどを生産している期間全て	<ul style="list-style-type: none"> ・本剤を使用した蜂群のプロポリス、ロイヤルゼリー及び蜂体は食用に供してはならない。 ・妊娠中の女性には本剤の取扱作業を行わないこと。 ・本剤の有効成分は皮膚から吸収されるので皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。 ・飲食しながら使用しないこと。 ・本剤の使用時にはゴム手袋を使用すること。 ・特に小児が本剤に触れないよう注意すること。

【参考 2】

みつばち用アピテン®の使用法

(本剤480g入り1袋を用いて10トレイ分を調製する場合)



2 まず初めに専用飼料A及びBを混ぜ合わせます。



専用飼料A1袋及びB1袋全量をボール等の容器にあげ、必要に応じてヘラ、泡立て器等を用いて両飼料をよく混ぜ合わせてください。万一、粉状飼料に塊がみられる場合は、これを押しつぶしダマができないよう注意してください。

4 トレイに250gずつ均等に盛り付けます。



練り上がったペーストを専用飼料に添付されているトレイ1枚につき250gずつ分け入れ、ヘラ等でトレイいっぱい引き延ばした後、室内で水平に一夜静置し、表面を軽く乾燥させてください。なお、調製したペーストは放置すると固くなるため、調製後は、なるべく速やかにトレイに分け入れてください。



- 7日間の投薬期間終了後は、速やかに育児箱からトレイを取り除いてください。
- 薬剤添加飼料（ペースト）に残余が生じた場合は焼却等により適切に処理してください。また、調製に用いた器具等は、使用後十分に洗浄してください。

1 材料を用意します。



本剤1袋(480g)、専用飼料A1袋(750g)及び専用飼料B1袋(1,270g)、ボール、泡立て器、ヘラ、おたま等を用意します。

3 さらに本剤を練り合わせます。



これに本剤1袋全量を加えてダマができないよう注意して再度十分に練り合わせ、ペースト状にしてください。

5 トレイごとと飼料面を下に設置します。



調製した薬剤添加飼料（ペースト）は、みつばち育児箱1箱につき1枚ずつ、巣脾枠上にトレイごとと飼料面を下にして置いてください。なお、調製したペーストは保存できませんので、必要の都度調製してご使用ください。

【注意事項】

- ・アピテンはミロサマイシンという抗菌性物質を主成分とするため、用法・用量を守って使用する。
- ・採蜜期には投与できない。
- ・アピテンは7日間投与後に必ず巣箱から取り除くこと。その後14日間、合計21日間に蓄えられた、はちみつやロイヤルゼリーには、アピテンが残留しているので食用にしないこと。
- ・反復投与しない（投与時期に1回、7日間）。
- ・投与中に蓄えられた、はちみつやロイヤルゼリーには、アピテンが残留しているので食用にしない。
- ・アピテンは、砂糖水などに添加して投与してはけない（はちみつ中に残留する）。
- ・正しい順番で飼料と薬剤を混合しないと固まらず、投薬が難しくなることがある。

○北海道養蜂協会発行「みつばち採みつ・衛生管理台帳」

【平成 24 年】

みつばち採みつ・衛生管理台帳



○地区養蜂組合名 _____

○飼 育 者 名 _____

北海道養蜂協会

○農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課「抗生物質・駆虫薬適正使用リーフレット」

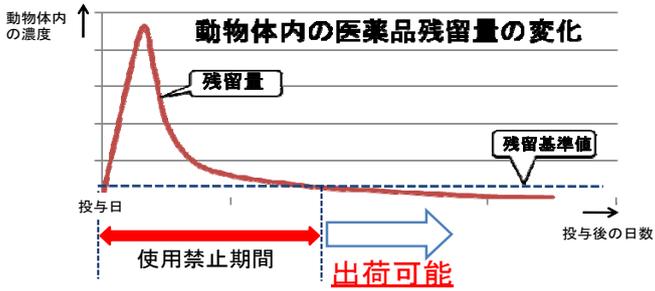
抗生物質・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗生物質、寄生虫駆除剤などの飼料添加剤は、使い方、使用量、使用禁止期間などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

使用基準を守らないと・・・
出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

動物体内の濃度 ↑

動物体内の医薬品残留量の変化



投与日

残留量

残留基準値

投与後の日数

使用禁止期間

出荷可能

使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物が出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例

- ・ 出荷前の豚に抗生物質の入った飼料を誤って投与したため、豚肉2tを回収した(損害は農家が負担)。
- ・ 抗生物質を専用飼料に添加しなかったため蜂蜜に残留し、蜂蜜3tを回収した(損害は農家が負担)。

使用基準の確認方法は裏面へ